

論 文

明治前期における集配郵便局の配置 —安房国を中心に—

小原 宏

1 はじめに

明治期における郵便局ネットワークの進展は、明治4年(1871)の東京—京都—大阪間での新式郵便制度の開始に伴う郵便局ネットワークの設置、それ以降の急速な同ネットワークの拡大、その後続く明治10年代後半の一時的な減少・調整期を経て再び増加傾向へと続く。その一時的な郵便局の減少・調整の実態については、郵便送達経路の距離の総和を表す「郵便線路延軒(のベキロ)程」の減少が一時的なもので直ぐに増加に転じた一方で、郵便局数の継続的かつ大幅な減少となっており、単純な郵便局ネットワークの縮小ではなかったこと、また、千葉県内の郵便局を地図上に置いて確認した結果、ネットワークの拠点の間にある郵便局が減少していたことについては、小原(2010)において既に述べた。

各郵便局は、創業当時からそれぞれ配達機能があった⁽¹⁾ことから、この時期の郵便局数の調整は、輸送拠点ネットワークの調整のほかに、集配拠点の再配置・担当集配地域の調整として捉えることもできる。

そこで、本論では、この調整期前後の郵便線路図、集配郵便局の担当町村情報、県資料、地方史等によって当時の状況を把握し、郵便局の統廃合に伴う担当配達地域の調整等について、安房国(千葉県南部)に着目してその実態を明らかにすることを試みる。

2 先行研究

明治前期の郵便局ネットワークの調整と集配制度や実態を一括して論じた研究としては、近辻(2004)、藪内・田原(2010)、井上(2011)などがある。

近辻(2004)では、武蔵国多摩地域の郵便局資料を基に、多摩の郵便線路の変遷とともに、明治初頭からの集配制度の変遷と多摩地域の郵便局の状況について述べられている。まず、「はじめの十年間は、郵便物の取り集めをせず、配達のためのサービス」であり、「在村への配達には幸便にまかされ、その持場も徹底していなかったようだ」として、明治9年(1876)の五日市郵便局資料を示すとともに、明治13年(1880)の川和郵便局資料により当時の管轄県であった神奈川県が配達市内市外等の郵便局の配達区域の把握をしていた旨、明治14年(1881)7月の神奈川県による地方配達郵便の施行により、村々に函場を設けて毎日集配を行い、「遠くの郵便局ま

1 創業時の郵便物の配達は、東京・京都・大阪及び各駅の市街地と4、5里以内の近在に限られ、市街地内へは郵便物の到着後直ちに、市外へは幸便に託して届けることとされていた。また、市街地外あての急ぎの郵便物を差し出す場合は別料金で配達する仕組みがあった(明治4年(1871)「書状ヲ出ス人ノ心得」には「両京並大阪其他東海道筋駅々最寄在々へ急書状差出候節ハ朱書ニテ両京並大阪カ或ハ何駅ヨリ仕立ト相認メ目方ニ不拘壺里六百文ツツノ割合ヲ以貨銭切手張置ヘシー時五里ノ早サヲ以可相届事」と規定されていた)。

で出かけていた村民も、村の箱場で切手や葉書を買ひ、そこに投函できるようになった」こと、明治16年(1883)の駅逓区編成法により、「郵便不達の地は無くなった」こと、明治18年(1885)の郵便物集配等級規定により「郵便局の市内配達郵便物数にもとづく市内配達等級が定められ」、多摩地域の「小川局は八等集配、青梅局と五日市局は七等集配」となった旨が述べられている。

藪内・田原では、「郵便区の整備と集配システムの確立」として、①明治16年(1883)の駅逓局編成法の制定により全国52駅逓区及びそれらが複数の郵便区に分割され、それぞれ1郵便局が設置されて、集配業務を担当する区域とされたこと、②明治18年(1885)の郵便区市内規画法に基づき各郵便区が「市内」と「市外」に区分されたこと、その「市内」とは行政区ではなく、郵便業務上の区別であり、具体的には郵便局の所在する市街地とその境界6町(約654メートル)以内の地またはその6町以内に跨る1集落であること、③明治18年(1885)の郵便物集配等級規定により、郵便物数に応じて一等集配(1日12回)から八等集配(1日1回)に区分され、3年ごとに改定されたこと、④明治19年(1886)の滋賀県石部郵便局の集配路線図を示し、同局の集配線路が同局を中心に東西南北に広がりそれぞれ1周して帰局できるようにされていたこと、その全体の里程が23里11町(約92キロメートル)に及んでいたこと、⑤同局区内の集配回数、人口及び官衛・企業数を示し、同局区内の4町村のうち、「市内」である石部が7等集配(集配度数1日2回)と定められ、同局から離れた「市外」であっても戸数・人口が多く、村役場・駐在所・種油・醤油・清酒などの製造所がある石部以外の13地域(大字)のうちの4地域では、1日2回の集配となっていたこと(他の9地域では1日1回)が述べられている。また、石部郵便局の構成員の変遷として、明治19年(1886)4月にそれまでの集配人1人が4人に増員された理由として、「明治16年(1883)以降より始まった郵便局および郵便線路の整理によって石部局の近隣の郵便局(三雲局、手原局)が廃止され、それらの局の持ち場の一部が石部郵便局に編入されたため、郵便区が拡大したことによる。」と分析している。さらに「明治21年度(1888)より、集配人の定員が4名から3名に減っているが…、区内の配達者は3名が適正人数であると判断されたためであろう」としている。なお、明治21年(1888)の石部郵便局では、「市内」「市外」とも第1便は午前6時出発午後2時帰局、第2便は午後5時出発午後6時帰局とされていたことが述べられている。これらの集配人の雇用期間については、「かなりの体力のいる仕事であったため、5年以上にわたり勤務する者もいれば、採用条件にある1年以上勤務した後に退職する者もいた。」としている。

井上(2011)では、公用通信インフラによる郵便局ネットワークの形成過程を制度面および地域の実態の両面から検討し、新式郵便制度実施前の宿駅制度の改正から、街道を中心とした郵便局の設置から全国に展開していった郵便ネットワークの進展、明治11年(1878)の郡区町村編成法等による府県の機能整備と府県内の通信の重要性の向上、それに応えるべく明治13年(1880)以降に駅逓局と各府県の間で個別契約を結び府県によって実施された特別地方郵便制度に基づく郵便局未設置村での戸長役場による配達や郵便箱の開箱などの郵便局業務の代行、明治16年(1883)の駅逓区編成法により全国を駅逓局の直轄とし、各府県の公用通信ルートをそのまま引き継いで設置された集配区は、郵便管理の地方機関として設置された駅逓出張局の所掌となった逓送集配方法の取調などを踏まえて、明治17年(1884)および18年(1885)の2年間に大幅に修正されたことが述べられている。

以上、研究者による郵便局ネットワークの調整と集配制度や実態を一括した最近の研究をみてきた。これらの視点からの情報は、各郵便局が所在する地域ではどのように記述され、共有されているのか。この点を確認するため、以下では地方史の記述をみる。

③ 地方史にみる集配郵便局の設置・調整

千葉県南部にあった安房国の地域内に所在する市町村史から、明治前期の郵便局関係の記述をみると、担当集配地域の情報を含む詳細な記述をしたものは少ないが、その中では次の町村史がより具体的な情報を掲載している。

① 鋸南町史

平成7年(1995)に発行された『鋸南町史 通史編(改訂版)』の第9章「交通・通信」では「5 通信機関の発達」として郵便関係の記述がある。まず、郵便制度の始まりとして、大化元年(645)に畿内に駄馬、伝馬を置いたところから説き起こし、鎌倉時代の飛脚、江戸時代の町飛脚、明治時代に入って郵便制度を前島密が構想しそれを具現化し推進役となったのが杉浦譲であることなどに触れ、明治元年(1868)9月の駄通規則が同地では「長尾藩(白浜町に藩庁を置きました。)から保田地区に伝達されました。また、加知山県歴史、駄通の部には次のように記載されています」として、郵便制度の導入前の情報伝達・物品輸送の仕組みを紹介している。その内容は次のとおりである。

「上総国金谷村より上滝田村へ又は那古村え相往還して管内に二ヶ所の継立所あり。金谷村より本郷村道程凡壺里同村より市部村道程凡二里同村より上滝田村まで凡二里那古村まで凡二里但上滝田村を以て本街道とす。人足使役法は元組合助郷の村々有りて人足の多少に依り之を助く其後駄通御規則に従て之を廃す。駄通平常人足継は名主これを担当す。依て給米一俵を増加せり。多人数の継立は掛り官員派出して之を担当す。以下略」

続いて、町内の保田郵便局、勝山郵便局、佐久間郵便局の沿革や当時の地域の状況を述べている。

このうち、明治期の言及がある保田郵便局の項では、「明治5年(1872)7月1日、本郷村字浜田158番地に本郷郵便取扱所として開設されました。」とあり、当時の保田地区の状況を「人口は、5,000人余りの農漁村でした」とし、郵便局の業務について「2、3人の局員によって事務を取り扱っていました。」と紹介している。さらに、「明治11年(1878)になると陸送の外に、初めて保田浦に汽船が寄港するようになったので、金東郵便取扱所との駄通も本格化して、横根峠を越えて金東村や山中村への便も開けてきました。しかしながら、金東への駄通は、脚夫が峠付近で強盗に襲われたこともあったそうです。」と郵便線路の事情を説明し、「このころの郵便取扱人川崎善也は、押送り船も経営していましたので、取扱所の出来る以前は、郵便物は船によって運搬していたことも考えられます。」とも述べている。

次に、本郷郵便取扱所の取扱物数が明治13年度(1880)で「発信数1,766通、来信数4,120通」であったと、取り扱い規模を紹介し、「明治18年(1885)に貯金、同21年、為替、同35年、電信業務を開始するようになって、徐々にその形態を整えてきたのです」と取扱業務の変遷を述べ、「そのころになると、長狭街道は一応改修されて、人馬の通行が可能になり、赤塗りの箱車が毎日保田・金東間を往復していたそうです」と当時の交通事情を紹介している。

さらに、同地区に一時存在した郵便局について、「かつて、保田地区には、別に、市井原郵便局がありました。当時、市井原村外三か村連合戸長役場が同村にあったので、その管轄内に設置されていたものと、推測されます。」と設置村の事情を説明し、「これと同時に、安房国内、洲ノ崎…等一〇か村…に郵便取扱役が任命されていたようです」と安房国全体の郵便局の設置状況を示した後、「市井原郵便局詰郵便取扱役は、元名主、川名源右エ門で、集配区域は市井原・小保田・横根・大崩でした」と市井原局の概要記述に戻っている。また、当時の地元

からの集配区域変更要望とその結果を「明治17年(1884)11月、鴨川への街道沿いにある山中村も、この局の集配区域として欲しい、という上申書が出されのですが、決定に至らなかったそうです。」と紹介した上、同年の郵便物数を「発信数1,056通、配達数2,246通」と紹介している。最後に「明治19年(1886)12月28日付、加知山郵便局長から報告された集配順路表によると、保田全域は本郷郵便局、大崩村は金東郵便局とありますから、市井原郵便局は、明治16年(1883)2月1日から同18年(1885)6月30日まで、開局されていたことが分かります。」としている。

最後に、勝山郵便局の記述が続く。「明治8年(1875)11月10日、加知山村491番地に加知山郵便取扱所として開設され」、「同13年(1880)中の同所の発信数は3,261通、来信数は5,741通」、「同18年(1885)になると、貯金業務が開始され、その翌年末の集配区域は、地区内外を含めて13か町村2地区となっていました」と紹介している。また、当時の集配区域の調整の状況について「このころは…本郷郵便局が保田全域、金東郵便局が大崩村、平久里下郵便局が荒川・二部・合戸を所管区域としていました。その後、平久里下局は廃止されて、平久里下村外一〇か村が加知山局に編入替え」となったこと、「しかし、局からかなり遠い区域もあることから、山田村、荒川村は、大崩村や平塚村に近いので、協議の結果、明治21年(1888)6月より金東村に編入替えとなり、後に明治34年(1901)2月1日から平群郵便局が開設され、集配局となったのを機会に、平群全村は勝山局から分離されました」と当時の担当集配区域の変遷を紹介している。

② 富山町史

次に注目すべきは、平成5年(1993)に発行された『富山町史 通史編』である。同書第5章「近・現代」第4節「交通・通信」では、2郵便(2)郵便取扱所の項に、「明治16年(1883)出版の「千葉県郵便線路之図・郵便配達区町村明細表」によれば、当時岩井全域は市部局、犬掛を除く平群地区は平久里下局、犬掛は上滝田局の配達区となっている。さらに、明治18年(1885)6月12日付駅通官日下義雄から、平久里下郵便局への達しによれば、「来タル七月一日ヨリ上滝田局廃局・市部局廃局ニヨリ、犬掛村・宮谷村・合戸村・二部村(一部虫食い)ヲ其局市外へ編入」とあることから、このころ集配区域の大幅変更があったものと思われる。」との記述があり、「それを裏付けるように『鋸南町史』には、概略次のように記してある」として、鋸南町に所在する加知山郵便取扱所の明治19年(1886)当時の集配区域の中に平久里下局廃止による平久里下村ほか一〇ヶ村が加知山局に編入されたことなどの記述が見受けられ、館山郵趣会メンバー等の調査により次のことが明らかとなったとして、付記されている。

- 「・市部局開局は、陰暦明治5年(1872)7月1日、陽暦同5年8月4日(『木更津県史』)
- ・市部局明治8年(1875)1月1日五等郵便局、同15年(1882)12月四等郵便局になる
- ・明治14年(1881)市部郵便局郵便取扱役に、市部の石井定吉命ぜらる
- ・市部局廃局は、明治18年(1885)6月30日(明治18年7月24日付「官報六一九」号)
- ・明治19年(1886)4月26日平久里下局三等郵便局となる

(注) 石井定吉は、市部角屋に高崎佐野家より婿養子に入る。角屋は街道筋の宿屋。」

さらに、町内所在の岩井郵便局および平群郵便局の沿革や歴代局長情報、現存する古い郵便はがきとして明治44年(1911)に受付局と受領局の両方のスタンプが押されていることなどが記載されている。

③ 那古史

平成19年(2007)に発行された『那古史』には、那古地区についての郵便の歴史として、鋸南町史と同様に、大化元年(645)からの郵便制度の移り変わりなどが述べられ、明治4年(1871)

の「郵便規則」による郵便送達速度などに関連して「それぞれの沿道の名主は、「飛行脚夫」と呼ばれる足速の若者を選び、郵便物を中継ぎしながら、目的地迄搬送したこと」、「街道筋に盗賊が出没し…脚夫が殺傷されたりした。そこで…明治7年(1874)1月には、郵便脚夫に一挺ずつを持たせる「短銃取扱規則」が公布された」ことなどを紹介している。また、明治18年(1885)に作成された『那古村史』を引用して、那古郵便局が明治11年(1878)12月16日に那古村中央宿町に開設されたことなどを述べている。集配業務については、那古郵便局保管の集配手として勤務した者の宣誓簿により明治40年(1907)以降の氏名などを明らかにしている。

④ 北條村史

平成13年(2001)に発行された『北條村史』には、第5章第7節の交通・通信の中で館山北條郵便局の記述があり、明治5年(1872)7月1日に北條に初めて郵便取扱所が開設され、郵便取扱役に鹿嶋吉兵衛が任命されたこと、「同16年(1883)1月出版の「千葉県郵便線路之図」(編集小沢直人)によると、北條郵便局の郵便配達区域は、北條…東西長田の広範囲である」こと、明治19年(1886)当時の安房4郡の郵便局の等級や所在村を紹介している。

以上、比較的郵便関係の記述が厚い地方史の例をみてきたが、その中でも記述の少ない集配関係の記述の中に、当時の郵便局の担当集配地域やその変遷、あるいは地元からの要望なども確認することができた。それらの記述は安房国といったより広域で見ると限られた地域の断片的な情報ではあるが、当時の状況を知る貴重な情報といえるものであった。それでは、それらで紹介されたことが、どのような仕組みの上で行われていたのか。以下では、第2節で紹介した先行研究でも述べられていた集配関係の制度や、当時の地方での郵便局の管轄機関であった県庁の役割について、みる。

4 集配制度の整備

明治4年(1871)の郵便制度の開始当初は、郵便取扱所(郵便局)の所在する各駅の市街地と4、5里以内のみ郵便物を配達し、それ以遠は幸便に託すか別料金により別に配達することとされていた。それが、明治5年(1872)7月には、郵便取扱所の市外地および郵便取扱所が設置されていない地域を「不便地」として、不便地あての郵便物について一律の割増料金が設定された。明治6年(1873)には、市内、市外の2区分の料金に不便地の割増料金が付加される料金体系となった。なお、この年、東京・大阪等では取扱物数が増加し、市街地での配達回数が増えられた結果、市街地でも到着し次第配達を行う仕組みが必要となり、「別配達」の取扱が開始され、幸便による配達地あての同様の取り扱いは「別仕立」とされた。明治9年(1876)には、同管内往復のものを除き書留郵便物に限りその扱いをすることとされ、明治16年(1883)の郵便条例により別配達と別仕立が統合されて「別配達制度」とされ、市内と市外の別に料金設定された。

また、先行研究でも述べられているように、明治16年(1883)以降、各郵便局の担当集配地域の明確化、集配度数その他集配に関する制度の整備も進められた。①明治16年(1883)には駅遞局編成法が制定され、全国が完全に郵便局の担当地域に分けられ、各担当地域が各郵便局の集配業務を担当する区域とされて、各郵便局の担当地域が明確化された。②明治18年(1885)6月4日には「郵便区市内規画法」(駅遞局達甲第93号(同年7月1日施行))が発せられ、各郵便局の担当地域の「市内」と「市外」の区分が明確化された。これにより、「市内」は郵便局の

所在する市街地とその境界6町以内の地またはその6町以内に跨る1集落とされた。③同日付けの「郵便物集配等級規程」(同94号(同))により、市内集配が、1か月当たりの郵便物数に応じて等級化され、90万個以上の1等集配から6百個未満の8等集配までの8等級に区分された。この等級に応じて、配達回数が定められ、毎日12度から1度までとされた。このほか、同年6月8日の「郵便物逋送請負人規則郵便物集配請負人規則」(同96号(同))、同月19日の「郵便物集配人服務規則」(同第113号(同))、同月29日の「郵便物集配人採用規則」(同132号(同))、同日の「官吏特派郵便局集配人等級及給料規則」(同第133号(同))の発出により、集配に従事する者の採用、集配人の給与に関する規定等が次々と整備され、集配に関わるおおまかな体制の整備がこの時点でほぼ完了した。

ここで、地方管轄機関としての長野郵便局が大正5年(1916)に自管内の郵便の歴史をまとめた『長野郵便局』の記述から、当時の集配制度の整備の様子をみる。同書第三編「現業機関及び三等郵便局長」第1章「現業機関」第1節「概論」第8款「通信区」の「郵便区」によれば、

「郵便区ニ関シテハ従来一定ノ制規ナク明治十六年二月逋通局達梓規十六第七号ヲ以テ逋通区編成法ナルモノヲ制定セラルクニ及ヒ始メテ郵便局ノ郵便物集配受持町村ニ対シテ此称呼ヲ付シ明治十八年四月同局達甲第九四号ヲ以テ郵便区市内規画法ヲ定メ明治二十年一月公達第三号ヲ以テ同法ニ一、二ノ改正ヲ加エ之ヲ郵便区々画法ト称シ次ヲ明治三十九年七月公達三七一号ヲ以テ通信区画規程ヲ設ケラレ以テ今日ニ至レリ。

現今ニ於ケル郵便区ノ構成ハ大体ニ於テ同一行政区ヲ二以上ノ郵便局ニ分属セシメサル方針ニシテ唯止ムヲ得サル場合ニ於テノミ此例外ヲ認メラルクモノナリト雖モ明治七年一時ニ多数ノ郵便取扱所ヲ設置セラレタルト明治初年ニアリテハ小村落多カリシ為ニ町村ノ分合行ハレタルノ結果同一町村ニシテ二郵便区ニ分属セシメラレタル例甚タ多カリシモ明治十八年十二月ノ大整理ニ伴ヒ此等郵便局ノ一方ハ大多数廃止セシメラレタルノ結果大ニ郵便区ノ整理ヲ見ルニ至レリ」

とあり、明治18年(1885)の大きな局数調整の遠因が明治初期の小村への郵便局配置と小村の合併による村内1局の方針に沿った調整の結果であるとしている。

以上、集配制度は明治前半期で一通りの完成をみたといえるが、実際に、郵便局の担当集配地域の調整となれば、当事者である郵便局間や中央政府のみでは実施が困難であろう。そこで、当時、郵便局を管轄していた地方機関である県庁が、郵便局や中央政府とどのように関わっていたのかをみる。

5 地方機関としての千葉県と郵便局とのかかわり

千葉県南部にあった安房国における郵便局とその担当集配地域の変遷を確認する前に、地方機関として具体的に郵便局を指導していた千葉県のかかわりについて、当時の達類を中心にみていく。

明治5年(1872)7月の郵便取扱所の設置から17年(1884)頃までは、地方機関としての機能を県が担っており、安房4郡(長狭、朝夷、安房、平)についても、千葉県から各種の文書が出されていた。千葉県から郡役所、戸長役場、郵便取扱役あてに発出された郵便物の送達・集配関係の文書類をみると、例えば次のようなものがある。

郵便物の配達については、早期のものとして、明治7年(1874)千葉県第518号達書で、到着郵便物の配達に関する郵便取扱役への指示があり、同8年(1875)1月29日の乙第20号では「到

着次第」を「其の地の配達時刻」と改正している。

また、この頃の県は公達類を郵便により配布することとして、郵便の利用が打ち出されている。明治8年(1875)3月4日の千葉県乙第34号によれば、それまで公布書類を一括して大区に脚夫をもって送達していたものを、小分けにして郵送に切り替えること、大区からそれぞれの小区へ配達すべきことが千葉県令から各区長あてに達せられた。千葉県は県令の指針などにより、郵便の普及が積極的であり、県発出の公文書も早期の利用が実施されたものとする。その傍証として、上記の達は、実施後一月もせずに、同月30日の乙第60号によって、大部で重いものは従前のおり脚夫により県庁から大区へ送達可能である旨、達せられた。郵便利用への切り替え時点で十分な検討がなし得なかった状況が示唆される。

この時期の県は、郵便局の仮設置や郵便線路の緊急な修正も可能であった。たとえば、明治12年(1879)に平郡の北隣にある天羽郡の湊村でコレラが蔓延した。同村の湊郵便局は、各方面との郵便物の交換事務を担当しており、それらのルートの中継点としての機能を果たしていたが、県では8月5日の丙第71号により、湊郵便局に対し、従前の郵便往復方法を止めて同郡和合村戸長役場内に仮郵便局を設け、9日より取り扱わせること、佐貫局の脚夫へ受け渡す郵便物は十分消毒して和合村へ脚夫を發し、湊村市内配達分のみを持ち帰り市内に限り配達を実施すること、他村(市外)分は持ち帰らないこと、を達した。これに合わせて、同日付の丙第72号では関、鹿野山、市宿、久留里郵便局あてに、従前湊郵便局で扱っていた交換は和合村から脚夫を發し市宿で久留里發の郵便物と交換する旨、同じく73号では佐貫郵便局あてに脚夫を和合村へ迂回させ、受け渡した郵便物を本郷郵便局で交換するよう(迂回により増加する脚夫賃は駅通局から受けるよう)、同じく74号では和合村戸長役場あてに、当分、佐貫竹ヶ岡間の郵便往復方法を止め、和合村に仮郵便局を設置すること、戸長又は筆生をもって事務を取り扱うこと、伝習のため県の主務者1名を出張させること、仮郵便局は戸長役場内を区切って設けることを達した。さらに、同日付丙第75号により、和合村戸長役場あてに、湊郵便局の市外配達の担当村への配達を和合村の仮郵便局が担当すること、それらの村々から差し出す郵便物も和合村仮郵便局へ差し出すよう、その役場より公告するよう達せられた。この達の別紙には、天羽郡湊郵便局市外配達持場として、天羽郡相川村、同梨沢村、同横山村、同和合村、同岩坂村、同数馬村、同一川村の7村が掲げられた。コレラの蔓延は翌月には収束したようで、9月18日付けの丙第91号から94号により、それぞれの対象あてに9月21日から湊郵便局において事務を従前に復帰する旨達せられた。

明治14年(1881)頃には、全国の郵便を管轄・運営する駅通寮と利用者としての県が契約を結び、当該県の県庁と郡役所などの公用郵便物について県が一括で駅通寮に郵便料金を支払う仕組みがあった。千葉県では、明治14年(1881)の甲第137号達により「管内地方郵便方法書」が發せられ、各村にある戸長役場に郵便函と切手売下所を設置することとなった。その結果、各村の郵便函から郵便物を取り集めることが必要となり、全ての町村において毎日取り集めが行われるようになった。なお、この郵便函の設置場所については、戸長役場に置かれることとなっていたが、戸長役場が必ずしも地域住民の便利な場所にあるとは限らなかったため、翌年、次のとおり県から郡役所に戸長役場に限定するものではない旨の文書が發せられた。

[千葉県郡甲達第84号(明治15年(1882)6月17日)]

郡甲第八十四号

郡 役 所

管内特別地方郵便方法施行設置シタル郵便函併切手売下所ハ場所ノ便否ヲ問ハス戸長役場ヲ

目的トナシ相設ケ候ヨリ中ニハ山間僻陋ノ地アリテ只役場ノ便ヲ得ルニ止マリテ公衆ノ便ヲ得サルモノ不少ニ付不便ノ場所ハ之ヲ変換可致候條左ノ通相心得取調具申可致此旨相達候事

千葉県令船越衛代理

千葉県大書記官岩佐為春

明治十五年六月十七日

一郵便函并切手売下所ハ郵便配達市外ニ属スルーノ戸長管理内ニ一個ヲ置クモノトス尤管理内広キ場所ハ其地景ニヨリ数個ヲ置キ又其狭隘ナルモノハニ管理内ニ一個ヲ置クモノトス一郵便函并切手売下所ノ位置ハ戸長役場ニ限ラス然シテ切手売下人モ戸長又ハ筆生ニ限ラス管理内中央ノ地ニシテカメテ公衆ノ便利ナルトコロヲ選定シ且其地於売下人適當ノモノ取調フヘシ

一既設セル戸長役場ノ内其位置便利ナル場所ハ其儘置クハ固ヨリ妨ケナシ

一毎郵便函ノ距離ヲ附シ各個ニ認メ差出スヘシ

以 上

また、明治15年(1882)12月25日の千葉県達甲第29号に、「本年甲第百三拾八号布達ノ通り管内地方郵便方法来ル明治十六年一月二日ヨリ施行ニ付テハ」とあり、管内地方郵便方法が定められたことが分かる。この名称は、すぐに「約束郵便」と改称された。

[千葉県乙第2号(明治16年(1883)1月9日)]

乙第貳号

郵便取扱役

本県管内地方郵便ノ義爾後本県約束郵便ト改称候條可得其意此旨相達候事

明治十六年一月九日

千葉県令 船越 衛

なお、この頃、郵便局においてもそれぞれの郵便局が担当する村の情報が十分に浸透していたわけではなかったようで、明治15年(1882)11月に、千葉県一等属の中村衛平の編集により、千葉県内の郵便局ごとの受持町村を付した郵便線路図が発行されている。その発行の趣旨を記した同図の囲み文には、次の記載がある。

題千葉県郵便線路図

我管内郵便ノ線路延長三百五十余里而メ単線アリ複線アリ置局二百箇所ニシテ各局信書集配ノ区画分界アリテ■ンズ郵便ノ方法寔ニ備ハレリ然レトモ管内町村ノ数二千四百廿八人口一百一十一万七千六百九十六口ニシテ日々往復スル信書ノ数凡ソ壺萬四千八百八十余アリ抑新任局ニ当ルモノ線路置局ノ形勢ニ通ジ規則ノ要領ヲ熟知スルニアラザレバ信書伝通交換受授ノ際小過ナカラント欲スルモ恐クハ得ベカラジ農商課貫駅通掛九等属小澤直人久シク之ヲ憂ヒ之図ヲ作り普ク各局ニ頒ント欲シ来リテ可否ヲ問因テ之ヲ閱スルニ先線路ノ里程ヲ詳ニシ各局ノ位置等級并ニ其市内外ヲ明ニシ為換貯金取扱所ヲ標シ加フルニ脚夫発着ノ時限交換受授ノ方法ヲ摘記シテ毫モ遺漏ナシ普其任ニ勝タリト云ベシ毎局之ヲ机上ニ置朝夕覽觀セハ局ニ当ル者独り自ラ益ヲ得ルノミナラズ信書ノ往復遅滞錯誤ノ患ナクシテ法ノ良ナルモノ人心愈悦服セン會千葉郵便局助役鈴木誠吉大ニ是挙ヲ賛シ速ニ印刷ニ付サント請衛平甚ニ■ノ意相投スルヲ喜ビ為メニ其由ヲ記ス

そのほか、様々な郵便関係の指導・調査を行っていた県庁であるが、明治17年(1884)には、それまで明確ではなかった郵便に関する管理体制について、郵便事務上の疑義は直接駅逓局に差出すよう県令から郵便取扱役あてに文書を発出した。

[千葉県達乙第151号(明治17年(1884)7月12日)]

乙第百五拾壹号

郵便取扱役

従来郵便事務上疑義等ニ渉ル條件伺出ノ義ハ本県又ハ直チニ駅逓局ヘ伺出区々ニ有之候処右ハ処務ノ都共有之候條自今右伺書ノ義ハ直チニ駅逓局ヘ差出スヘシ此旨相達候事

但本県約束郵便ニ係ル件ハ此限ニアラス

明治十七年七月十二日

千葉県令 船越 衛

これにより、郵便利用者として県内を管理する約束郵便を除いて、郵便の取り扱いに関する指導等は中央の管理となった。ただし、郵便事業にかかる身元確認等の一部業務は引き続き県に残り、郵便事業との関係はその後しばらくの間は存続した。

以上のような関わりを持つ県が介在しつつ郵便ネットワークは調整されたといえるが、その結果はどのようなものであったのか。以下では、安房4郡における明治前期の郵便ネットワークの変遷について、郵便局数の減少が最も大きかった明治18年(1885)前後の状況を中心に、郵便局の集配担当地域の変更も含めて確認する。

6 安房国の郵便ネットワークの変遷

先行研究で明らかのように、郵便ネットワークの拠点としての郵便局は、全国的に見ると明治13年(1880)に+680局と急増し、明治18年(1885)に-554局と大幅な減少をしていた。上総・下総・安房国はこれに一致した動きを示しており(図1参照)、安房国のみをみても同様の動きとなっている(図2参照)。これらから、安房国の地域におけるこの時期の郵便局数の増減は、全国的な事情によるものと推測される。

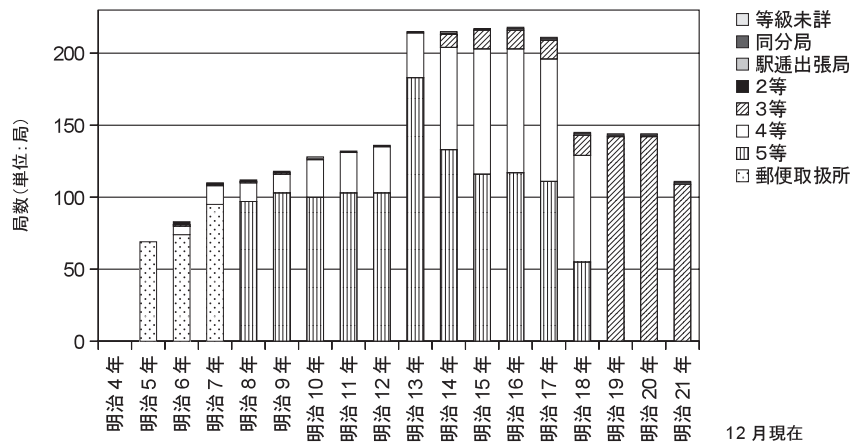
(1) 安房国の町村合併の状況

巨視的には全国的な事情により郵便局数が増減しているといえるが、個別の郵便局の担当地域の調整に当たっては、近隣地域との関係などが影響することが考えられる。そこで、まず、地域における近隣地との関係を当時の資料から確認する。安房4郡では、全国における町村制の施行に伴い、明治22年(1889)に町村合併が行われたが、その際各村々から合併相手先との関係などの合併事由や村々の沿革を記載した上申書が郡長あてに差し出された。

明治17年(1884)当時、白浜郵便局の担当であった滝口村と根本村が明治22年(1889)に合併するに当たり、同村惣代から安房郡長あてに差し出された上申書に記載された沿革は次のとおりであった(明治22年(1889)千葉県町村分合資料十六 安房郡町村分合取調)。

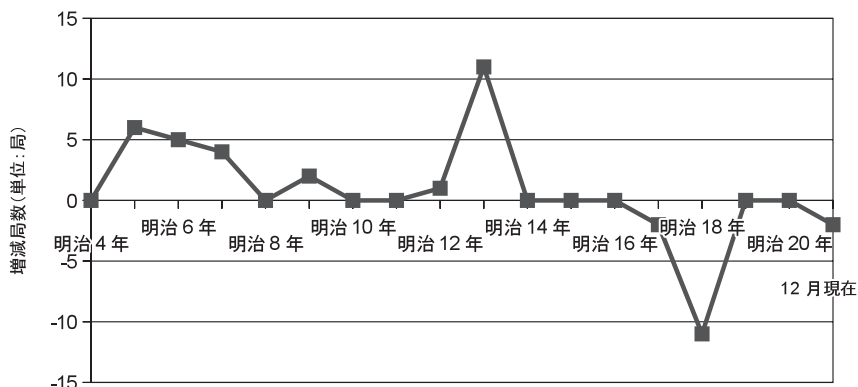
「此両村々ハ安房郡ニ属シ明治六年大小区分画ノ際第一大区一小区ニ編入シ同十一年郡区町村編制法施行ノ際此両村々ヲ以テ一聯合ト為シ同十七年戸長役場所轄区域更定ノ際此両村ト神餘村トヲ以テ一聯合ト為ス」

同書には安房国の各町村からの上申書等が収められており、各村が合併、聯合村として上記



出所：田辺卓躬『明治郵便局名録』より作成。

図1 上総・下総・安房国の郵便局数の推移



出所：田辺卓躬『明治郵便局名録』より作成。

図2 安房国の郵便局数の推移

と同様の手続きをとっていたことが分かる。このように、各地域においては、それぞれの村や町との個別の関係性があった。

(2) 明治17年と22年の郵便局の所在比較

安房国の郵便局の減少は、明治18年(1885)が最も大きく、更に確認すると、減少局は同年6月末日をもって閉鎖となっていた。それらの位置関係を確認するため、以下、明治18年(1885)を跨ぐ年次の郵便線路図を確認してみる。

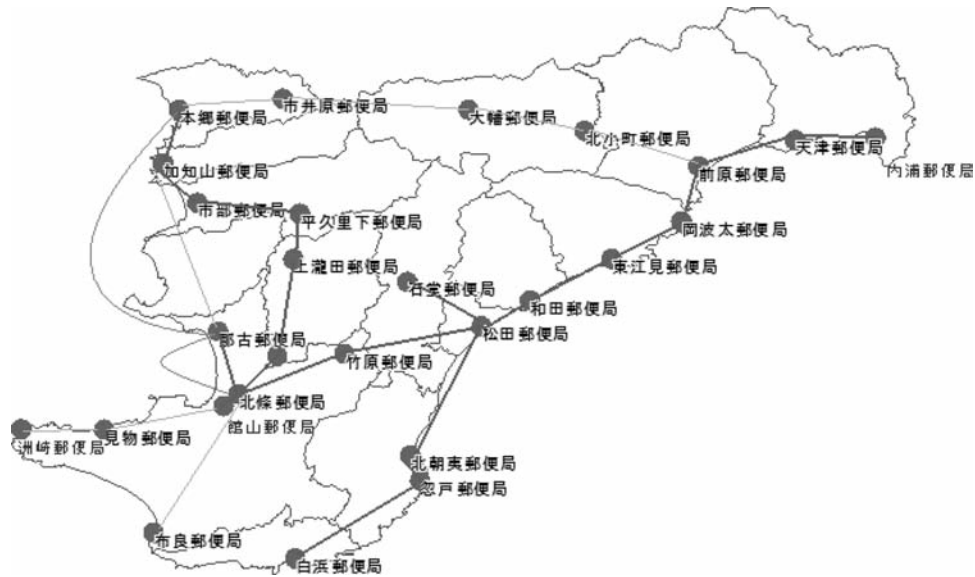
郵政資料館が所蔵する郵便線路図から明治17年(1884)および22年(1889)の郵便局を地図上に示し、その位置関係をみると図3および図4のとおりである⁽²⁾。

明治17年(1884)と22年(1889)の郵便の拠点ネットワークとしての郵便局の位置の変化をみると、おおむね主要郵便局間にある郵便局が廃止されている。また、一部の郵便線路の付け替えが行われていることも確認できる。参考までに、安房国の中心都市の郵便局である館山郵便局から東側に伸びる天津郵便局までの郵便線路に着目し、それぞれの年次の郵便線路図からその距離をみると、表1のとおりである。明治17年(1884)に平均1里強であった局間距離が、

2 図2及び図3の地図内の境界線は、1955年当時の行政境界であり、地域のつながりの参考の一つとして表示したものであって、各郵便局の担当エリアとは異なる。また、郵便局間の線は、各年次の郵便物の輸送経路である郵便線路を表している。

22年(1889)では倍増し、2里強となっている。

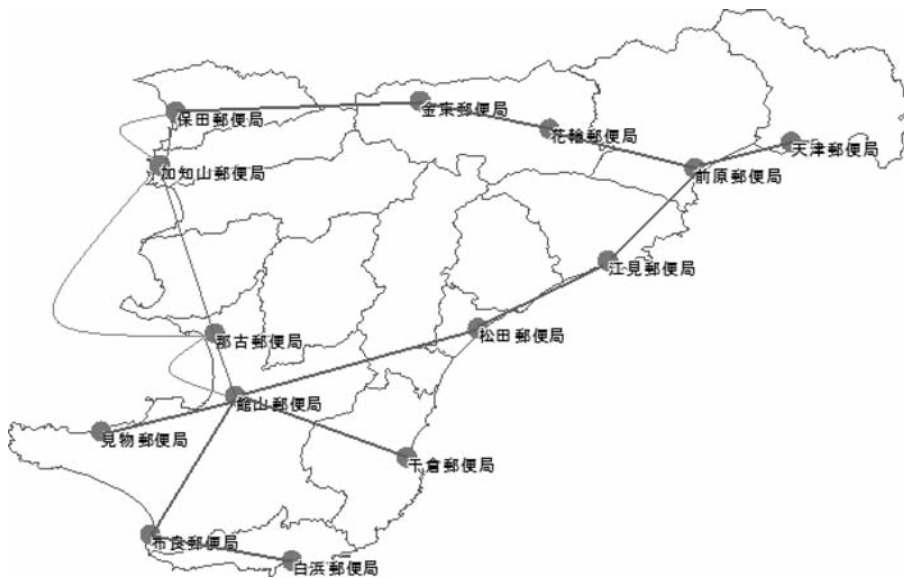
各郵便局は担当する配達地域を持っているため、その地域も当然変更があった。そこで、各郵便局ごとに、担当集配地域（町村）がどのように変化したかを確認する。



出所：明治十七年郵便線路図より作成。

注：各郵便局の位置については、郵便区画町村便覧、大日本管轄分地図千葉県管内全図及び各市町村史を参考とした。

図3 安房国の郵便局の配置（明治17年）



出所：明治二十二年郵便線路図より作成。

注：各郵便局の位置については、郵便区画町村便覧、大日本管轄分地図千葉県管内全図及び各市町村史を参考とした。

図4 安房国の郵便局の配置（明治22年）

表1 明治17年および22年の館山－天津間の局間距離

館山(北條)	↔	竹原	↔	松田	↔
明治17年					
	1里32町15間 ←		→ 1里29町17間		← 33町33間
明治22年	4里1町30間				2里11町16間
和田	↔	東江見(江見)	↔	岡波太	↔
明治17年					
	1里13町52間		1里15町34間		22町13間
明治22年	2里11町55間				
渚	↔	前原	↔	天津	
明治17年					
	10町06間		1里26町25間		
明治22年			1里26町25間		

出所：明治17年および明治22年「郵便線路図」

(3) 安房国における郵便局の集配担当町村の変遷

明治18年(1885)を跨ぐ受持郵便局別の町村一覧として、郵政資料館に保管されている「郵便区画町村便覧」を用いて確認する。明治17年(1884)と25年(1892)の安房国における各郵便局の受持町村をみると、表2のとおりである。郡内の郵便局が単純に統合されたもの、一部の村域が他局に移管されたもの、郡域を超えて隣接局に一部の村域が移管されたものが確認できる。なお、25年をみると、22年の町村合併後の町村が複数局に担当されている例があり、行政単位と郵便局の担当集配地域が完全に一致していたわけではないことも確認できる。

表2 安房国における郵便局別担当町村(明治17年・25年)

(町村名の前の「○」印は郵便局設置の市街地および近隣地域)

①長狭郡(17年7月、6局)	①長狭郡(25年7月、4局)
【1 天津郵便局】 ○天津村、清澄村、浜菰村 【2 内浦郵便局】 ○内浦村、○小湊村	【1 天津郵便局】 ○天津町大字天津、同清澄、同浜菰、同小湊
【3 前原郵便局】 ○横渚村、○磯村、○前原村、○貝渚村、来秀村、太尾村、川代村、阪東村、竹平村、大里村、打墨村、八色村、粟斗村、花房村、滑谷村、東村、広場村、西村、和泉村	【2 前原郵便局】 ○鴨川町大字横渚、○同磯村、○同前原、○同貝渚、 <u>田原村</u> 大字来秀、同太尾、同川代、同坂東、同竹平、同大里、 <u>西條村</u> 大字打墨、同八色、同粟斗、同花房、同滑谷、 <u>東條村</u> 大字東村、同広場、同西村、同和泉 [以下、17年は北小町郵便局が担当] <u>田原村</u> 大字太田学、同押切、同池田、同京田

<p>【4 北小町郵便局】 ○北小町村、南小町村、下小原村、上小原村、成川村、仲村、宮山村、大川面村</p> <p>太田学村、押切村、池田村、京田村</p>	<p>【3 花輪郵便局】 <u>由基村</u>大字北小原、同南小原、下小原、同上小原、同成川、 ○<u>吉尾村</u>大字仲村、同宮山、同大川面 [以下、17年は大幡郵便局が担当] <u>吉尾村</u>大字大幡、同寺門、同横尾、同松尾寺、同北風原、同細野</p>
<p>【5 大幡郵便局】 ○大幡村、寺門村、横尾村、松尾寺村、北風原村、細野村、金束村、釜沼村、佐野村、奈良林村、古畑村、平塚村</p>	<p>【4 金束郵便局】 ○<u>大山村</u>大字金束、同釜沼、同佐野、同奈良林、同古畑、同平塚</p>
<p>【6 岡波太郵便局】 ○岡波太村、○浜波太村、天面村、宮野下村、代野村、上野村、仲居村、二子村</p>	
<p>②朝夷郡 (17年：7局)</p>	<p>②朝夷郡 (25年：4局)</p>
<p>【1 東江見郵便局】 ○東江見村、○西江見村、○内遠野村、○青木村、真門村、吉浦村、太夫崎村、(長狭郡) 西山村、星ヶ畑村、東野尻村、西野尻村、峯岡村、</p>	<p>【1 江見郵便局 (長狭郡)】 ○江見村大字東江見、○同西江見、○同内遠野、○同青木、○同真門、○江見村字外堀、<u>太海村</u>大字吉浦、同太夫崎、同西山、<u>曾呂村</u>大字星ヶ畑、同東野尻、同西野尻、<u>大山村</u>大字峯岡西牧ノ内八丁 [以下、17年は岡波太郵便局が担当] <u>太海村</u>岡波太、同浜波太、同天面、<u>曾呂村</u>宮野下、同代野、同上野、同仲居、同二子</p>
<p>【2 白浜郵便局】 ○白浜村、乙浜村、(安房郡) 瀧口村、畑村、神餘村、龍岡村、根本村</p>	<p>【2 白浜郵便局】 (安房郡) ○<u>白浜村</u>大字白浜、同乙浜、 ○<u>長尾村</u>大字瀧口ノ内字横渚、<u>長尾村</u>瀧口 (市内ノ字横渚ヲ除ク)、<u>豊房村</u>大字畑村、同神餘 [以下、17年は北條郵便局が担当] <u>豊房村</u>大字宮城 [以下、17年は忽戸郵便局が担当] (安房郡) <u>七浦村</u>大字白間津、同大川、同千田</p>
<p>【3 北朝夷郵便局】 ○北朝夷村、○南朝夷村、牧田村、瀬戸村、川戸村、宇田村、大貫村、川合村、峯村、白子村</p> <p>【4 忽戸郵便局】 ○忽戸村、平館村、川口村、平磯村、</p> <p>白間津村、大川村、千田村</p>	<p>【3 千倉郵便局】 ○<u>曦村</u>大字北朝夷、○同南朝夷、<u>健田村</u>大字牧田、同瀬戸、同川戸、同宇田、同大貫、<u>千歳村</u>大字川合、同峯村、同白子 [以下、17年は忽戸郵便局が担当] <u>曦村</u>大字忽戸、同平館、同川口、<u>七浦村</u>大字平磯</p>
<p>【5 松田郵便局】 ○松田村、○海発村、御原村、小戸村、岩糸村、西原村、沓見村、加茂村、安馬谷村、久保村</p> <p>【6 和田郵便局】 ○和田村、真浦村、小向村、黒岩村、上三原村、小川村、布野村、礎森村、五十蔵村、仁我浦村、柴村、花園村、白渚村</p> <p>【7 石堂郵便局】 ○石堂村、川谷村、大井村、宮下村、丸本郷村、前田村、珠師ヶ谷村、石堂原村</p>	<p>【4 松田郵便局】 ○<u>南三原村</u>大字松田、○同海発、○同御原ノ内字大原、<u>南三原村</u>大字御原 (市内の字大原ノヲ除ク)、<u>豊田村</u>大字小戸、同岩糸、同西原、同沓見、同加茂、<u>千歳村</u>大字安馬谷、同久保 [以下、17年は和田郵便局が担当] <u>和田村</u>大字和田、同真裏、<u>北三原村</u>大字小向、同黒岩、同上三原、同小川、同布野、同礎森、同五十蔵、同仁我浦、同柴村、同花園、<u>南三原村</u>白渚 [以下、17年は石堂郵便局が担当] <u>丸村</u>大字石堂、同川谷、同大井、同宮下、同丸本郷、同前田、同珠師ヶ谷、同石堂原</p>

③安房郡（17年：6局（6局は17.5以降））	③安房郡（25年：3局（3局は21.5以降））
<p>【1 館山郵便局】 ○館山町、上真倉村、沼村、柏崎浦、 宮城村 【2 北條郵便局】 ○北條村、○新宿町、長須賀村、上野原村、湊村、八幡村、高井村、岡田村、大戸村、出野尾村、西長田村、東長田村、山萩村、作名村、古茂口村、飯沼村、南條村、大網村、安布里村、山本村、国分村、下真倉村 【3 竹原郵便局】 ○竹原村、江田村、大井村、水岡村、寶貝村、安東村、広玉村、園村、池ノ内村、山名村、御所村、中村</p>	<p>【1 館山郵便局（平郡）】 ○館山町大字館山、同上真倉、<u>豊津村</u>大字沼村、同柏崎浦 [以下、17年は北條郵便局が担当] ○北條町大字北條、○同新宿、○同長須賀、同上野原、同湊村、同八幡、同高井、<u>豊房村</u>大字岡田、同大戸、同出野尾、同西長田、同東長田、同山萩、同作名、同古茂口、同飯沼、同南條、<u>館野村</u>大字大網、同安布里、同山本、同国分、<u>館山町</u>大字下真倉 [以下、17年は竹原郵便局が担当] <u>九重村</u>大字竹原、同江田、同大井、同水岡、同寶貝、同安東、同広玉、同蘆村、<u>稲都村</u>大字池ノ内、同山名、同御庄、同中村 [以下、17年は府中郵便局が担当] <u>館野村</u>大字広瀬、同稲村、同腰越、<u>九重村</u>大字同二子 [以下、17年の担当確認できず] (平郡) <u>凧原村</u>ノ内平久里川北部、<u>国府村</u>ノ内平久里川北部</p>
<p>【4 見物郵便局】 ○見物村、波左間村、加賀名村、早物村、香村、塩見村、浜田村、笠名村、大賀村 【5 洲崎郵便局】 ○洲崎村、川名村、伊戸村、阪足村、小沼村、阪井村、阪田村</p>	<p>【2 見物郵便局】 ○<u>西岬村</u>大字見物、同波左間、同加賀名、同早物、同香村、同鹽見、同濱田、<u>豊津村</u>大字笠名、同大賀 [以下、17年は洲崎郵便局が担当] <u>西岬村</u>大字洲崎、同川名、同伊戸、同坂足、同小沼、同坂井、同坂田</p>
<p>【6 布良郵便局】 ○布良村、相浜村、太神宮村、中里村、大石村、佐野村、藤原村、洲ノ宮村、茂名村、布沼村</p>	<p>【3 布良郵便局】 ○<u>富崎村</u>大字布良、同相濱、同オオカミ宮ノ内、<u>神戸村</u>大字大神宮ノ内、同中里、同大石、同佐野、同藤原、同洲宮、同茂名、同布沼 [以下、17年は白浜郵便局が担当] <u>神戸村</u>大字龍岡、<u>長尾村</u>大字根本</p>
④平郡（17年：8局（8局は17.7以降））	④平郡（25年：3局（3局は21.5以降））
<p>【1 加知山郵便局】 ○加知山村、下佐久間村、龍島村、岩井袋村、佐久間下村、佐久間中村、奥山村 【2 市部郵便局】 ○市部村、久枝村、撿儀谷原村、竹ノ内村、小浦村、宮谷村、合戸村、二部村、不入斗村 【3 平久里下郵便局】 ○平久里下村、平久里中村、山田村、荒川村、川上村、井野村、吉沢村 【4 上瀧田郵便局】 ○上瀧田村、下瀧田村、増間村、山下村、川田村、大学口村、海老敷村、 犬掛村 【5 府中郵便局】 ○府中村、本織村、谷向村、明石村、(安房郡) 広瀬村、稲村、腰越村、二子村</p>	<p>【1 加知山郵便局】 ○<u>勝山村</u>大字加知山、○同下佐久間ノ内字田町、○同龍島ノ内字板井ヶ谷、<u>勝山村</u>大字龍島（市内ノ字板井ヶ島ヲ除ク）、同岩井袋、同下佐久間（市内ノ字田町ヲ除ク）、<u>佐久間村</u>大字佐久間下、同佐久間中、同奥山 [以下、17年は市井原郵便局が担当] <u>佐久間村</u>大字大崩 [以下、17年は市部郵便局が担当] <u>岩井村</u>大字市部、同久枝、同撿儀谷原、同竹ノ内、同小浦、同宮谷、同合戸、同二部、同高崎 [以下、17年は平久里下郵便局が担当] <u>平群村</u>大字平久里下、同平久里中、同山田、同荒川、同川上、同井野、同吉沢 [以下、17年は上瀧田郵便局が担当] <u>平群村</u>大字犬掛</p>

<p>【6 本郷郵便局】 ○本郷村、元名村、大帷子村、江月村、吉濱村、大六村</p> <p>【7 市井原郵便局】 ○市井原村、○小保田村、横根村、 大崩村</p>	<p>【2 保田郵便局】 (上総国天羽郡) ○保田村大字本郷、同元名、同大帷子、同江月、同吉濱、同大六 [以下、17年は市井原郵便局が担当] 保田村大字市井原、同小保田、同横根</p>
<p>【8 那古郵便局】 ○那古村、○船形村、○川名村、正木村、亀ヶ原村、小原村、上堀村、三阪村、千代村、下堀村、福沢村、宮本村、大津村、手取村、居倉村、丹生村、深名村、青木村、南無名村、豊岡村、原岡村、多々良村</p>	<p>【3 那古郵便局】 (安房郡) ○凧原村大字那古、○同正木ノ内字川崎、同正木(市内ノ字川崎ヲ除ク)、同亀ヶ原、同小原 ○船形村大字船形、○同川名、瀧田村大字上堀、同三坂、同千代、同下堀、八束村大字福沢、同宮本、同大津、同手取、同居倉、同丹生、同深名、同青木、<u>富浦村</u>大字南無谷、同豊岡、同原岡、同多々良 [以下、17年は上瀧田郵便局が担当] 瀧田村大字上瀧田、同下瀧田、同増間、<u>国府村</u>大字山下、同川田、同大学口、同海老敷 [以下、17年は府中郵便局が担当] <u>国府村</u>大字府中、同本織、同谷向、同明石 [以下、17年の担当確認できず] 北條町ノ内平久里川南部</p>

出所：明治17年及び明治25年「郵便区画町村便覧」

上記の表2に示した各郵便局の担当地域は実際どのように変わったのか。以下では、長狭郡内の郵便局の担当地域を例に、地図上で確認してみる⁽³⁾。

図5と図6を比較し、明治25年(1992)の各郵便局の担当地域をみると、東側(図の右側)にある天津郵便局では、東側の旧内浦郵便局の担当地域の全てが統合された。隣の前原郵便局では、西側の旧北小町郵便局の担当地域であった旧4村分が移管された。更に隣の花輪郵便局では、旧北小町郵便局の大部分の地域を引き継いだ上、西側の旧大幡郵便局の担当地域であった6村分が移管された。最も西(図の左側)にある金束郵便局では、旧大幡郵便局の残りの地域を引き継いだ。また、南側(図の下側)の沿岸を担当していた旧岡波太郵便局の地域は、隣接する朝夷郡の江見郵便局(旧東江見郵便局)にすべて移管された。

これらの担当地域は、どのような規模の地域であるのか。以下では、これらの担当地域ごとの人口や経済規模をみる。具体的には、「明治22年(1889)千葉県町村分合資料十八 長狭郡町村分合取調」に掲載された各町村において、明治21年(1988)付けで郡長あてに提出された資料に掲載された各村の人口等を、上記でみたそれぞれの年次で郵便局が担当した地域ごとに集計した(表3参照)。

明治17年(1884)の担当地域でみると、長狭郡内の6郵便局の平均人口は約6,400人、国税額⁽⁵⁾は約700万円となっている。一方、明治25年の担当地域でみると、それぞれ約8,800人、約980万円と、人口平均で37%、国税で39%大きくなっている。これをグラフでみると、図7のとおりであり、人口の幅は拡大、国税の幅は縮小している。また、担当地域内の人口および国税額の小さい局をみると、17年の内浦郵便局と25年の金束郵便局の担当地域でみた人口規模はほぼ等しく、国税額では、17年の内浦郵便局と25年の金束郵便局の担当地域でみた額が倍増してい

3 図5および図6に示した各郵便局の地域については、各年次の村又は大字が平成17年(2005)の国政調査における調査区分にほぼ合致する。そのため、前者と後者を突合して郵便局の担当地域表示を作成した。地図上の空白地域は、他郡の郵便局の担当に属するものである。



備考：実線の円は郵便局から2キロメートル、破線は同4キロメートルを表す。
出所：明治十七年郵便区画町村便覧

図5 明治17年(1884)の長狭郡内の郵便局及びその担当地域⁴⁾



備考：実線の円は郵便局から2キロメートル、破線は同4キロメートルを表す。
出所：明治二十五年郵便区画町村便覧

図6 明治25年(1892)の長狭郡内の郵便局及びその担当エリア

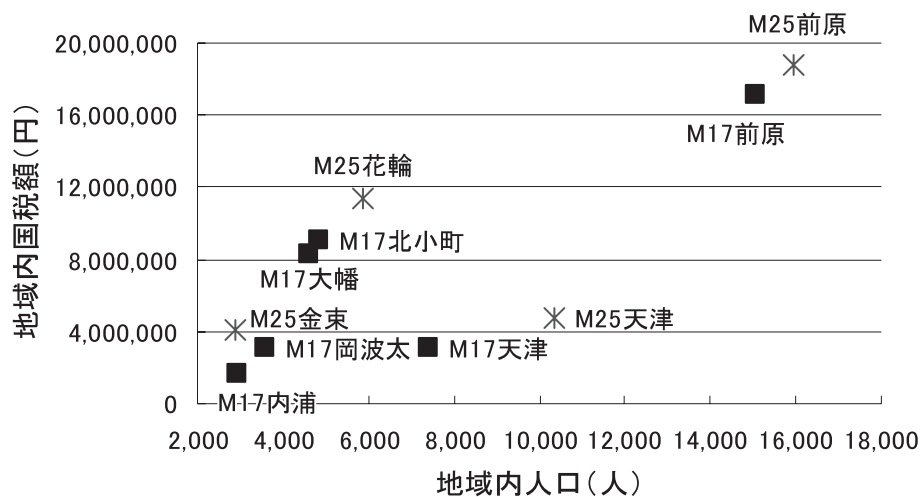
るほか、17年の天津郵便局および岡波太郵便局と25年の金束郵便局の国税額でみて25年の金束郵便局のそれが両局の3割増しとなっている。このように、当時の郵便局の統合は、担当地域内の人口面では小規模な郵便局の変化がなかったが、経済規模では小規模な郵便局での規模が拡大したといえる。

4 天津郵便局の担当地域の北(図の上側)にある空白地域は、四方木村で、望陀郡に所在した蔵玉郵便局の担当地域、同じく南側の空白地域は朝夷郡の東江見郵便局の担当地域。
5 国税額は、その地域の経済規模を表すものと捉え、経済規模の代理変数として示した。なお、各村には上申時点で飛地がある場合があり、国税額が記載されている場合があるが、額が僅少であること、合併後の帰属が十分に確認できないことから、各年次を同一の範囲で比較可能とするため、表に掲げる各地域の集計から除外した。

表3 郵便局の担当地域内人口・国税比較（明治17年・25年）

明治17年の担当地域	人口(人)	世帯(戸)	国税(円)	明治25年の担当地域	人口(人)	世帯(戸)	国税(円)
天津郵便局	7,410	1,419	3,148,758	天津郵便局	10,337	1,907	4,788,742
内浦郵便局	2,927	488	1,639,984				
前原郵便局	15,072	2,663	17,079,415	前原郵便局	15,928	2,834	18,813,365
北小町郵便局	4,840	896	9,094,109	花輪郵便局	5,872	1,101	11,346,418
大幡郵便局	4,591	900	8,266,594	金束郵便局	2,869	548	4,141,541
岡波太郵便局	3,593	586	3,083,398				
平均値	6,406	1,159	7,052,043	平均	8,752	1,598	9,772,517
最大値	15,072	2,663	17,079,415	最大	15,928	2,834	18,813,365
最小値	2,927	488	1,639,984	最小	2,869	548	4,141,541
最大—最小幅	12,145	2,175	15,439,431	最大—最小幅	13,059	2,286	14,671,824

備考：データはいずれも明治21年時点の長狹郡町村分合取調に掲載されたものの集計値。
担当地域は、各年次の郵便区画町村便覧による。
出所：明治22年(1889)千葉県町村分合資料十八 長狹郡町村分合取調



出所：明治22年(1889)千葉県町村分合資料十八 長狹郡町村分合取調

図7 郵便局の担当地域内人口・国税比較（明治17年・25年）

7 おわりに

以上みてきたように、明治10年代後半の郵便ネットワークの調整については、担当集配地域の調整として捉えた場合も、地域に一定の影響を与えていたことが推測可能なものであった。その実態は、個々の郵便局の受持ち地域が広がるが多かったこと、担当地域内の経済規模の小さな郵便局が閉鎖・統合され、郵便局の担当地域内の経済規模が拡大した。個々の郵便局の担当地域あるいは配達ルートが拡大されたことは、ある程度の郵便物数を毎日扱うようになると、配達通数が増加しても配達距離や時間の増加幅が逡減していくことを考えれば、長期的には費用の逡減に繋がった可能性があり、きたるべき郵便物の増加を先取りして郵便局の体制が整備された、と捉えることができよう。なお、郵便局の担当地域内の経済規模については、1郡の数局による確認であり、データも1時点のものであるため、その解釈については限定的なものであることに注意が必要である。

また、郵便局の統合や移転にともなって、郵便局の隣接市街地等を対象とする「市内」地域

が変動することから、集配制度の変遷ともあいまって、自地域に郵便局が無くなったところでは、1日当りの配達回数が減少し、若干の到達速度の減退が発生した可能性がある。さらに、郵便局の閉鎖に伴ってどの郵便局の担当地域となるかについては、地域の希望等が発生したであろう。担当集配地域の調整については、鋸南町史にあるように、地元の情勢を踏まえた要望が出されて検討されたり、近隣郵便局地域との間で調整がなされたことも明らかとなった。当時、郵便局の配置や担当地域の設定がすべて中央の合理性の追求のみによって実行されたわけではないことも確認された。

なお、このような郵便局ネットワークの調整は、全国規模でみると、輸送ネットワークの視点からは拠点費用が減少したため即効性のある費用削減に直結していたといえるが、個々の郵便局の担当地域が拡大したことから、集配ネットワークの視点からみると、藪内・田原の指摘するように常時雇用する集配担当者の増加もあり、どのような費用減に繋がったかは、精査が必要である。この点については、当時の個々の郵便局における費用データなどの原資料に当たる必要があり、その発掘も含めて、今後の課題である。

* 本稿は2011年度に郵政資料館において実施された「郵政資料館の所蔵資料を活用した郵政の歴史・文化に関する研究会（郵政歴史文化研究会）」の第1分科会において報告した内容を基に加筆・修正したものです。発表の際主査である石井寛治東京大学名誉教授から、査読時に匿名のレフェリーの先生から、貴重なコメントを頂きました。また、本稿の作成に際し、郵政資料館の井上卓朗氏および大阪経済大学日本経済史研究所特別研究員の田原啓祐氏に一部翻刻の協力を頂きました。深く感謝申し上げます。なお、本文中の誤りはすべて筆者の責に帰すべきものです。また、本文はすべて筆者の個人的見解であり、所属組織の見解を示すものではありません。

【参考文献】

- 池田和弘(2001)『北條村史』宮澤書店、pp. 256-257
- 井上卓朗(2011)「日本における近代郵便の成立過程 — 公用インフラによる郵便ネットワークの形成 —」『郵政資料館研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、pp. 18-54
- 駅通局(1884)「明治17年 郵便路図 安房国」
- 小原宏(2010)「明治前期における郵便局配置に関する分析 — 千葉県郵便局ネットワークに着目して —」『郵政資料館研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、創刊号、pp. 83-95
- 鋸南町史編さん委員会(平成7年)『鋸南町史 通史編 (改訂版)』鋸南町教育委員会、pp. 962-971
- 田辺卓躬編(1983)『明治郵便局名録』二重丸印の会
- 近辻喜一(2004)「多摩の郵便」『郵便史研究』郵便史研究会、第17号、pp. 1-11
- 富山町史編纂委員会(1993)『富山町史 近代編』富山町、pp. 505-509
- 長野郵便局(1916)『長野郵便局』信濃毎日新聞株式会社、pp. 1-5
- 那古史編纂委員会(2007)『那古史』那古地区連合町内会、特に第11章「交通・通信の発達」第四節「通信機関の発達」、pp. 938-943
- 農商務省駅通局(明治18年)『駅通局編纂 郵便区画町村便覧』千葉駅通区安房国、pp. 331-337
- 藪内吉彦、田原啓祐(2010)『近代日本郵便史 創業から確立へ』明石書店、特に第5章「通信省の創設と郵便事業の成長」第4節「地方郵便局の対応」(1)「郵便区の整備と集配システム

の確立」及び(2)「地方郵便局の構成員」、pp. 174-188
逓信省(1892)『明治二十五年四月一日改正 郵便区画町村便覧卷之二』安房国、pp. 49-56
逓信省(1892)「明治22年郵便線路図 安房国」

【その他の資料】

千葉県 甲号達 (各年)、乙号達 (各年)、丙号達 (各年)、千葉県郡甲号達 (各年)
千葉県文書館 千葉県布達件名録 (各年)
千葉新報社 千葉県布令全書(明治20年)

(おばら こう 日本郵政株式会社 広報部)